

健康
だより

介護認定状況から見た
高森町の健康課題について

健康推進課 国民健康保険係
☎0967-62-2910

高森町で新しく介護認定を受けた方の原因となった病気を調べたところ下記のような状況となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1位	認知症	認知症	認知症	認知症	認知症
第2位	骨 折	骨 折	骨 折	筋骨格疾患	筋骨格疾患
第3位	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	骨 折	脳血管疾患

令和元年以降認知症が第1位となっていますが、近年大きく変化がみられているのが脳血管疾患です。

令和2年時点では脳血管疾患(脳梗塞・脳出血等)は第5位で新規認定のうち6.3%を占めていましたが、令和6年時点では第3位で新規認定のうち12.6%とほぼ倍近くになっています。脳血管疾患は麻痺などの後遺症を呈しやすくその後の生活に大きな影響を与える病気のため予防が非常に重要です。

脳血管疾患は高血圧症や糖尿病といった生活習慣病が長期間コントロールできていないことで発症しやすくなります。特に高血圧症は脳の血管を傷めます。

高森町の近年の健診データ等から分析をすると高血圧症で治療の段階であっても、医療機関を受診されていない方が多い状況があります。高血圧症は糖尿病などに比べて薬でかなり改善できるとされており、適切な治療がその後の脳血管疾患を予防するためには重要です。

ただ脳血管疾患は高血圧症だけでなく、糖尿病や高脂血症といった病気が重なるとより危険度が高まるとされています。そのため年1回は健診を受けて自身の体の状態がどのようなになっているかの確認をしてください。

今年度6月の住民健診を受けられなかった方に関しては、10月19日(日)に追加健診も予定していますので是非受診いただきますようお願いします。

また国民健康保険に加入の40歳から74歳までの方(特定健診対象者)に関しては、町内医療機関での個別健診も実施しますのでご活用ください。

次回8月号では第1位の認知症について掲載しますので、是非ご覧ください。

旧優生保護法にかかる補償金等の受付について

昭和23年から平成8年までの間に、旧優生保護法に基づき優生(不妊)手術や人工妊娠中絶を受けられた方に対する補償金等の受付が始まっています。請求期限は令和12年1月16日までです。

1 補償金

(1)対 象：旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方、配偶者、本人や配偶者が亡くなられている場合は遺族

(2)支給額：本人 1,500万円、配偶者 500万円

2 優生手術・人工妊娠中絶一時金

(1)対象者：旧優生保護法に基づく優生手術又は人工妊娠中絶を受けた方(現在ご存命の方)

(2)支給額：①優生手術 320万円
②人工妊娠中絶 200万円

問 熊本県旧優生保護法一時金相談窓口 ☎096-333-2352

はじまります!
国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に!

調査締日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025

国勢調査2025キャンペーンサイト▶ <https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025 検索

総務省統計局・都道府県・市区町村